長岡地域任意合併協議会規約

(設置)

第1条 長岡市、見附市、栃尾市、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町 (以下「構成市町村」という。)は、合併に関する諸問題について協議を行うため、 任意の合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 任意の合併協議会の名称は、長岡地域任意合併協議会(以下「任意協議会」 という。)とする。

(協議事項)

- 第3条 任意協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 合併の方式等合併に関する基本的な事項に関すること
 - (2) 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の規定による市町村建設計画を念頭に置いた新市の将来構想等に関すること
 - (3) 各種事務事業のうち基本的な事項に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(組織)

- 第4条 任意協議会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 構成市町村の長
 - (2) 構成市町村の助役(助役を置かず、又は助役が選任されていない構成市町村にあっては、当該構成市町村の長が指定する当該構成市町村の職員とする。)
 - (3) 構成市町村の議長及びそれぞれの議長が推薦した議員1名
- (4) 構成市町村の長がそれぞれ自己の属する市町村の住民のうちから推薦した者各2名
 - (5) 構成市町村の長が協議して定めた学識経験者

(会長及び副会長)

- 第5条 任意協議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 2 会長は任意協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職 務を代理

する。

(会議等)

- 第6条 任意協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示し、会議の招集の請求が

あったときは、会長は会議を招集しなければならない。

- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(関係職員等の出席)

第7条 会長は、必要に応じ構成市町村の職員その他必要と認める者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

- 第8条 任意協議会には、その協議事項を専門的に調査、研究させるため、小委員会 を置くことができる。
- 2 小委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。 (幹事会)
- 第9条 任意協議会に提案する事項について協議、調整し、及び次条に定める分科会 の活動の進行管理等を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、構成市町村の助役及び合併に関する事務を所掌する部長又は課長をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置く。
- 4 幹事会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会)
- 第10条 任意協議会に提案する事項について専門的に協議、調整を行うため、行政 分野別 に分科会を置く。
- 2 分科会の名称その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第11条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、長岡市に置く。
- 3 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費)
- 第12条 任意協議会に要する経費は、構成市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 任意協議会の出納の監査は、会長が指名した委員2名が行う。
- 2 指名された委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなけれ ばならない。

(会計年度及び財務)

- 第14条 任意協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任意協議会が解散した場合の会計年度は、解散の日に

終わるものとする。この場合において、当該年度の会計決算は、会長であった者が 行い、委員であった者に報告するものとする。

3 任意協議会の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、任意協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。